平成２３年（フ）第２０９号
愛媛県松山市和泉北３丁目15番20号
債務者　森　　光徳
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野垣　康之
4　破産債権の届出期間　平成23年７月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月１日午後２時40分
6　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２４９号
茨城県水戸市城東２丁目２番13―406号　サンクレイドル水戸、住民票上の住所茨城県石岡市三村3101番地
債務者　太田　利夫
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　貴広
4　破産債権の届出期間　平成23年６月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月24日午後４時
6　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１０６号
群馬県太田市牛沢町1000番地63
債務者　松本　悟史
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保田寿栄
4　破産債権の届出期間　平成23年８月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月８日午後４時
6　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１０７号
群馬県太田市高林寿町1748番地21
債務者　松本　正子
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保田寿栄
4　破産債権の届出期間　平成23年８月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月８日午後４時
6　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第２６２９号
東京都杉並区天沼１丁目13番12号、前住所大阪市中央区島之内１丁目５番16―503号
債務者　角田こと　角田　博且
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田一比古
4　破産債権の届出期間　平成23年７月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月22日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８２４号
大阪府豊中市柴原町３丁目６番22号
債務者　三興サービスこと　合志　　博
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　楠山　　宏
4　破産債権の届出期間　平成23年７月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月22日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１４９号
名古屋市瑞穂区彌富通４丁目３番地　ブレインズ瑞穂７Ｃ号
債務者　髙野　浄子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小木曽琢也
4　破産債権の届出期間　平成23年６月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月24日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９１号
岡山県総社市福井1964番地
債務者　山下　芳彦
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河本　泰政
4　破産債権の届出期間　平成23年７月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月11日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第４３号
愛知県春日井市岩成台８丁目４番地１　601号棟601号室、申立時の住所岐阜県多治見市脇之島町７丁目61番地の15
債務者　桒本　憲章
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　纐纈　和義
4　破産債権の届出期間　平成23年６月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月31日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第６４号
岐阜県瑞浪市山田町1054番地
債務者　渡邉　良昌
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大岡　琢美
4　破産債権の届出期間　平成23年６月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月31日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第４８号
三重県伊勢市朝熊町2722番地６
債務者　西井　一敏
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森下　英俊
4　破産債権の届出期間　平成23年６月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月７日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第４９号
三重県志摩市大王町波切3893番地７
債務者　山下　雅美
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　　聡
4　破産債権の届出期間　平成23年６月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月７日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第５８８４号
東京都立川市若葉町１丁目15―19
債務者　海老原眞紀（旧姓中井）
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松浦　裕介
4　破産債権の届出期間　平成23年６月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月14日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６０８１号
東京都足立区保木間３丁目15―７―201
債務者　青木　啓子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤野　高弘
4　破産債権の届出期間　平成23年６月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月14日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６１００号
東京都世田谷区世田谷４丁目７―６―306
債務者　大内　藤夫
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹野　　純
4　破産債権の届出期間　平成23年６月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月14日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
東京地方裁判所民事第20部